2021年5月25日 内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

ハローワークにおける失業給付金手続の改善について

1 縦割り110番からの要望

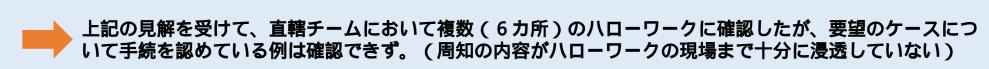
失業中の給付金に関する失業確認の手続について、居住地を管轄するハローワークでしか行うことが出来ないため、利用者が通所しやすいハローワークで手続が出来るようにしてほしい。

<要望概要>

○失業給付(教育訓練支援給付金)を受け、看護学校に通っている。受給を継続するために2**か月に1度、ハローワークで受給継続手続を行う必要があるが、手続は学校に近いハローワークではなく、居住地を管轄するハローワークでない。**そのため、授業の空いた時間や休憩時間に、学校から離れたハローワークに通所している。

<厚生労働省の見解>

- 〇失業中の各種給付金に関する手続について、<u>本人の申出に基づき所管ハローワークが必要性を認めたとき</u>は、他のハローワークでの手続が可能。(雇用保険施行規則第54条)
- (例)居住地を管轄するハローワークと、就職活動を行うエリア(就職希望地)を管轄するハローワークが異なる場合
- ○要望のようなケースにおいても、上記規定に基づいた対応が可能であり、ハローワークに対する周知も実施している。





2 厚生労働省の対応

8月に受給者配布用の冊子(受給者のしおり)を改訂の上、ハローワーク窓口にも再度対応について周知。